

平成 21 年 3 月 13 日

各 位

本店所在地 堺市堺区戎島町4丁45番地の1 会 社 名 株 式 会 社 ユ ー ク ス (コード番号 4334 ヘラクレス) 代表者名 代表取締役社長 谷 ロ 行 規 問合せ先 常務取締役 品 治 康 隆 電話番号 072(224)5155(代表)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年3月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年4月28日開催予定の第17期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」 (平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という) の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を 行うものであります。
  - ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株 券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行 定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
  - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
  - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備 え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (2) 当社は、当事業年度末現在、会社法第2条第6号に定める大会社に該当いたしませんが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、変更定款第4条(機関)のとおり監査役会および会計監査人を設置することといたしたく、変更案第30条(常勤の監査役)、第31条(監査役会)、第34条(会計監査人の選任)ならびに第35条(会計監査人の任期)を新設するものであります。
- (3) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

### 3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 21 年 4 月 28 日 (火) 定款変更の効力発生日 平成 21 年 4 月 28 日 (火)

以上

# (別紙)

現行	変更案	
(機関)	(機関)	
(	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	
か、次の機関を置く。	新生本 (外目とおり)	
① 取締役会	   ① 〔現行どおり〕	
② 監査役	② 〔現行どおり〕	
〔新 設〕 〔新 設〕	③ 監査役会	
	<ul><li>④ 会計監査人</li></ul>	
(株券の発行)	[削 除]	
第7条 当会社の株式については、株券を発行		
<u> </u>	hole = 67 (1971 /- 131 - 10 )	
第 <u>8</u> 条 〔条文省略〕	第 <u>7</u> 条 〔現行どおり〕	
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)	
第 <u>9</u> 条 当会社の単元株式数は、100株とする。	第 <u>8</u> 条	
<u>2</u> 当会社は、第7条の規定にかかわらず、		
単元未満株式に係る株券を発行しない		
<u>ことができる。</u>		
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)	
第 <u>10</u> 条 当会社の株主 <u>(実質株主を含む。以下</u>	第9条 当会社の株主は、その有する単元未満	
同じ。)は、その有する単元未満株式に	株式について、次に掲げる権利以外の	
ついて、次に掲げる権利以外の権利を	権利を行使することができない。	
行使することができない。		
① 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる	① 〔現行どおり〕	
権利		
② 会社法第 166 条第 1 項の規定による	② 〔現行どおり〕	
請求をする権利		
③ 株主の有する株式数に応じて募集株	③ 〔現行どおり〕	
式の割当ておよび募集新株予約権の		
割当てを受ける権利		
④ <u>第 11 条</u> に定める請求をする権利	④ 次条に定める請求をする権利	
第 <u>11</u> 条~第 <u>12</u> 条 〔条文省略〕	第 <u>10</u> 条~第 <u>11</u> 条 〔現行どおり〕	
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)	
第 13 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。	第 12条 〔現行どおり〕	
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場	2 株主名簿管理人およびその事務取扱場	
所は、取締役会の決議によって選定す	所は、取締役会の決議によって選定	
る。	<u>し、公告</u> する。	
3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含	〔削  除〕	
む。以下同じ。)、新株予約権原簿およ		
び株券喪失登録簿の作成ならびに備置		

きその他の株主名簿、新株予約権原簿			
および株券喪失登録簿に関する事務は			
株主名簿管理人に委託し、当会社にお			
<u>いては取扱わない。</u>			
第 <u>14</u> 条~第 <u>27</u> 条 〔条文省略〕	第 <u>13 条</u> ~第 <u>26 条</u> 〔現行どおり〕		
第5章 監査役	第5章 監査役および監査役会		
第 <u>28</u> 条~第 <u>30</u> 条 〔条文省略〕	第 <u>27</u> 条~第 <u>29</u> 条 〔現行どおり〕		
〔新 設〕	_(常勤の監査役)_		
	第30条 監査役会は、その決議をもって常勤の		
	監査役を選定する。		
〔新 設〕	(監査役会)		
	第31条 監査役会招集の通知は、各監査役に		
	ガし会日の3日前までに発する。た		
	だし、緊急のときはこの期間を短縮		
	することができる。		
	2 監査役会の運営その他に関する事項		
	については、監査役会の定める監査		
	役会規程による。		
   第31条~第32条  〔条文省略〕	第32条~第33条 〔現行どおり〕		
〔新 設〕	第6章 会計監査人		
[新 設]	(会計監査人の選任)		
(M) IX	第34条 会計監査人は、株主総会において選任		
	する。		
[新 設]	(会計監査人の任期)		
(M) IX	<del>(玄可無重八の区別)</del>   第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内		
	に終了する最終の事業年度に関する		
	定時株主総会終結の時までとする。		
	2 会計監査人は、前項の定時株主総会に		
	おいて別段の決議がなされなかった		
	ときは、当該定時株主総会において再		
	<u>任されたものとみなす。</u>		
第 <u>6</u> 章 計 算	第 <u>7</u> 章 計 算		
第 <u>33</u> 条~第 <u>36</u> 条  〔条文省略〕	第 <u>36</u> 条~第 <u>39</u> 条 〔現行どおり〕		
附則	附則		
〔新 設〕	第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿		
	管理人の事務取扱場所に備え置き、株		
	券喪失登録簿への記載または記録に		
	関する事務は株主名簿管理人に取扱		
	<u>わせ、当会社においては取扱わない。</u>		

〔新	設〕	第2条	当会社の株券喪失登録簿への記載また
			は記録は、法令または本定款のほか、
			取締役会の定める株式取扱規程によ
			<u>3.</u>
〔新	設〕	第3条	本附則第1条ないし本条は、平成22年
			1月6日をもってこれを削除する。